



住宅リフォームに対する補助金を交付します

景気の低迷による厳しい経済情勢が続く中、市内産業の活性化と雇用の安定を図るため、緊急経済対策の一環として、住宅リフォーム促進事業を行います。

※平成24年度だけの事業です。

住宅リフォーム
促進事業

「市内施工業者」を利用して、自宅の修繕・補修工事などを行う場合に、経費の一部を補助する制度です。

■次の4つの要件を全て満たしている必要があります

- 1 市内施工業者（※1）を利用して行う工事
- 2 対象工事経費が10万円以上（消費税を含む）の工事
- 3 この補助金の交付決定通知を受けた後に着工し、かつ平成25年3月31日までに工事が完成し、工事代金の支払い・補助金額の確定・請求手続きが完了する工事
- 4 住宅の修繕、補修、模様替え工事（※2、※3）

※1 【市内施工業者とは？】

鈴鹿市内に本店または主たる事業所を持つ個人か法人であって、リフォーム工事を自らが施工するとともに、見積書、契約書、領収書を市内の住所で作成できる事業者を指します。

※2 【対象となる住宅】

- 自己が所有し、現在居住している鈴鹿市内にある住宅（借家・賃貸アパートなどは対象外）
- 事務所や店舗などとの併用住宅の場合には住居部分
- 分譲マンションなど共同住宅では、個人の専有部分

※3 【補助金の対象とならない工事例】

- 補助金交付決定前に着工した工事
- 照明器具・エアコンなどの電化製品を設置、または取り替える工事
- 門扉、塀、庭、サンルームなどの外構工事
- 住居以外の建物工事
- 新築工事

補助金額

対象工事経費の10%で5万円を限度に補助します（千円未満切り捨て）。

申し込み
方法

郵便はがきによる事前申し込みが必要です。
（詳しくは、市ホームページと広報すずか5月5日号でお知らせします）

はがきの
受付期間

5月7日（月）から31日（木）まで（必着）です。申し込まれた方には、6月中旬までに交付申請書類（様式一式と手続方法の案内）を送付します。

注意
事項

はがきによる申し込みの段階で、補助金額が市の予算（3,000万円）を超えることが見込まれる場合には、受付期間終了後に抽選を行い、補助金交付優先順位を決定します。結果は申し込まれた方全員に連絡します。

住宅リフォーム促進事業の内容は、市ホームページでもお知らせしています（トピックス）。広報すずか5月5日号では、申し込みから補助金交付までの流れを詳しくご説明します。

問合せ 産業振興部産業政策課 総務グループ（市役所7階74番窓口）

☎ 382-8698 📠 382-0304